

掛川市告示第19号

掛川市勤労者住宅建設等資金貸付事業実施要綱（平成17年掛川市告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月14日

掛川市長 松井三郎

第6条第2号中「次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める期間」を「40年」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。